

長崎県公立大学法人国境離島振興研究機構規程

〔平成 29 年 6 月 26 日〕
規 程 第 1 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎県公立大学法人組織規則（平成 20 年規程第 3 号）第 19 条の規定に基づき、国境離島振興研究機構（以下「研究機構」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(設置及び目的)

第 2 条 長崎県の離島は、多様で豊かな自然や文化・景観に恵まれた場所である一方で、国境離島として、領域等の保全や国境監視など、国家的に重要な役割を担っている。県内の国境離島が抱える課題に対しては、県の総合計画において各種プロジェクトが進められているところであるが、長崎県立大学を設置・管理する長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）が持つ人的、物的、知的資源や組織などを総合的に活用することで、国境離島地域における定住人口の増加等に貢献するため、当分の間、法人に研究機構を設置する。

(業務)

第 3 条 研究機構は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国境離島の定住人口の増加に結びつく様々な取組に関すること。
- (2) 企業・研究者等と国境離島を繋ぐワンストップ窓口に関すること。
- (3) 国境離島分野のデータリンク及びステークホルダーとのマッチングに関すること。
- (4) 大学が持つシンクタンク機能の活用に関すること。
- (5) その他、県内離島地域等の振興に関すること。

(構成員)

第 4 条 研究機構の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 専務理事兼法人事務局長
- (4) 法人事務局理事兼シーボルト校事務局長
- (5) 法人事務局次長兼総務課長
- (6) 法人事務局企画広報課長
- (7) その他理事長が認める者

(研究機構長)

第 5 条 研究機構に研究機構長を置き、理事長をもって充てる。

2 研究機構長は、研究機構全般の業務及び運営を統括する。

(副研究機構長)

第 6 条 研究機構に副研究機構長を置き、副理事長をもって充てる。

2 副研究機構長は、研究機構長の職を補佐する。

(会議)

第 7 条 会議は、研究機構長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 研究機構長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 研究機構の庶務は、法人事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究機構の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。